# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 37 | 寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| 特記事項 | なし |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

港区長

## 公表日

令和8年10月26日

［令和7年5月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務 |
| ②事務の概要 | 地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下、「申請者」という。）が提出する申告特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する住所地の市区町村長へ申告特例申請情報を通知する。<br>（1）申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管<br>（2）申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管<br>（3）申告特例を求めた者の住所地の市区町村長に対する申告特例通知書の作成、電子的送付 |
| ③システムの名称 | 審査システム（eLTAXシステム）、motiONE(LGWAN環境) |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）<br>第9条第1項　別表24の項<br>地方税法附則第7条第5項および第12項 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施しない　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ― | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 産業・地域振興支援部　税務課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| ― |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 産業・地域振興支援部　税務課<br>〒105-8511　港区芝公園1丁目5番25号<br>電話番号　03-3578-2586 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 産業・地域振興支援部　税務課<br>〒105-8511　港区芝公園1丁目5番25号<br>電話番号　03-3578-2586 |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年4月1日 時点 |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年4月1日 時点 |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | **[ ]委託しない** |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | **[ ]提供・移転しない** |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | **[ ○ ]接続しない（入手）** | **[ ○ ]接続しない（提供）** |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録は、本人からのマイナンバー取得を徹底している。またマイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |

| | |
|---|---|
| **9. 監査** | |
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査 |
| **10. 従業者に対する教育・啓発** | |
| 従業者に対する教育・啓発 | ［　　十分に行っている　　］<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| **11. 最も優先度が高いと考えられる対策** | **［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する** |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］<br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | ［　　十分である　　］<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ワンストップ特例通知書を伝送するためのツール「審査システム（eLTAXシステム）」へのアクセスは専用端末に限られており、専用端末へのログインはアクセス可能な職員に限定することで適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年12月18日 | Ⅰ　基本情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要 | 地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者(以下、「申請者」という。）が提出する申告特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する住所地の市区町村長へ申告特例申請情報を通知する。<br>（1）申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管<br>（2）申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管<br>（3）申告特例を求めた者の住所地の市町村長に対する申告特例通知書の作成、電子的送付 | 地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者(以下、「申請者」という。）が提出する申告特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する住所地の市区町村長へ申告特例申請情報を通知する。<br>（1）申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管<br>（2）申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管<br>（3）申告特例を求めた者の住所地の市区町村長に対する申告特例通知書の作成、電子的送付 | 事前 | 文言統一のための修正 |
| 令和7年12月18日 | Ⅰ　基本情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | 審査システム（eLTAXシステム） | 審査システム（eLTAXシステム）、<br>motiONE(LGWAN環境） | 事前 | ワンストップ特例申請管理の業務委託開始に伴う修正 |
| 令和7年12月18日 | Ⅰ　基本情報<br>3．個人番号の利用 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<br>第9条第1項　別表24の項<br>地方税法附則第7条第5項および第12項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）<br>第9条第1項　別表24の項<br>地方税法附則第7条第5項および第12項 | 事前 | 法令上の根拠修正 |
| 令和7年12月18日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1．対象人数<br>2．取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和7年10月1日　時点 | 令和7年11月1日　時点 | 事後 | しきい値を再確認したため |
| 令和8年6月19日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2．.取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和7年4月1日　時点 | 令和8年4月1日　時点 | 事後 | しきい値を再確認したため |